

# 石川県公報

令和2年4月17日

第13298号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○歳入の収納事務の委託	(税務課) 1	○入札公告	(スポーツ振興課) 4
○歳入の徴収事務の委託	(文化振興課) 2	○地域登録検査機関の変更の届出の公告	(農業政策課) 6
○保健師助産師看護師法による指定試験機関の指定	(医療対策課) 2	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課) 6
○歳入の徴収事務の委託	(国際交流課) 2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 6
公 告		公安委員会	
○入札公告	(行政経営課) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

## 告 示

### 石川県告示第135号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県税の 収納事務	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
	東京都江東区木場5丁目10番11号	国分グローサーズチェーン株式会社	
	東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート	
	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
	東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	
	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社	
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社	
	東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン	
	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号	ウェルネット株式会社	
	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	ビリングシステム株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号	LINE Pay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay 株式会社

**石川県告示第136号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。  
令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園・文化施設共通利用券(兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**石川県告示第137号**

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第27条第1項に規定する指定試験機関を次のとおり指定した。  
令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定試験機関の名称	指定試験機関の所在地	指定年月日
一般財団法人 日本准看護師推進センター	東京都文京区本駒込二丁目28番16号	令和2年4月1日

**石川県告示第138号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。  
令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務	金沢市本町1丁目5番3号	公益財団法人石川県国際交流協会	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**公 告**

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 業務名

議事録作成支援システム提供業務

## (2) 業務の内容

録音した音声データをもとに、AI(人工知能)技術を活用して自動的に文字起こしを実施する議事録作成支

援システムをクラウドサービス方式で提供する。

(3) 履行期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき令和2年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 提供する議事録作成支援システムが他の自治体において導入実績があること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書（写し）
- ウ 他の自治体において導入実績があることを示すもの

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 令和2年4月17日（金）から同月21日（火）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部行政経営課情報システム室
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は令和2年4月22日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部行政経営課情報システム室  
電話番号 076-225-1321

(2) 交付期間

令和2年4月17日（金）から同月21日（火）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁行政庁舎11階1108会議室（入札後、即時開札する。）
- (2) 日時 令和2年4月23日（木）午後1時30分

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 12 その他

詳細は、入札説明書による。

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借上件名及び数量  
自動体外式除細動器(AED)借上げ 4台
- (2) 調達件名の特質等  
仕様書等による。
- (3) 借上期間  
令和2年6月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 借上場所  
別途指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に係る書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

#### (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

##### ア 提出期間

令和2年4月17日(金)から同月24日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

##### イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

##### ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

##### エ 提出方法

持参により提出すること。

#### (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年4月30日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

### 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

#### (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階  
石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課  
電話番号 076-225-1391

#### (2) 交付期間

令和2年4月17日(金)から同月24日(金)まで(県の休日を除く。)

#### (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

### 5 入札の日時及び場所

令和2年5月7日(木)午後3時  
石川県庁行政庁舎11階 1114会議室

### 6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間中の賃借料の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 入札保証金及び契約保証金  
免除
- 12 その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
松任市農業協同組合  
竹山 武志  
白山市村井町1776
- 2 変更した事項  
農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
丹 保 篤	白山市北成町234サンコーポラス成町2棟502	玄米、大麦、大豆
館 和 宏	金沢市鳴和台314	玄米、大麦、大豆

#### 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和2年4月20日から同年5月22日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県 営 ほ 場 整 備 事 業 （耕作放棄地防止型）	倉 見 地 区	換地計画書の写し	石川県県央農林総合事務所 土 地 改 良 部 計 画 課
県 営 ほ 場 整 備 事 業 （経営体育成型）	飯 川 地 区	〃	石川県中能登農林総合事務所 土 地 改 良 部 計 画 課
県 営 ほ 場 整 備 事 業 （面的集積）	町屋・鳥越地区 （町屋工区）	〃	〃

#### 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から

都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画緑地 (14号 泉が丘緑地、19号 泉野町6丁目緑地)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画下水道 (浅野処理区、西部処理区、臨海処理区、犀川左岸処理区、湯涌処理区)	〃

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第40号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月17日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）能美警察署管内の表に次のように加える。

126	三反田南	能美郡川北町字三反田247番地先	R 2. 3. 17
-----	------	------------------	------------

別表第10（普通自転車歩道通行可）大聖寺警察署管内の表13の項及び14の項を次のように改める。

13	削	除
14	削	除

別表第10（普通自転車歩道通行可）珠洲警察署管内の表32の項、33の項、52の項及び54の項を次のように改める。

32	削	除
33	削	除
52	削	除
54	削	除

別表第11（最高速度の指定）金沢東警察署管内の表187の項を次のように改める。

187	削	除
-----	---	---

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表126の項、230の項、247の項及び248の項を次のように改める。

126	市道今江三谷線	小松市今江町4丁目123番地先から 小松市蓮代寺町南38番1先まで	約1,200 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
230	国道360号、主 要地方道小松加 賀線	小松市城南町75番地3先から 小松市工業団地2丁目1番地1先ま で	約5,880 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
247		削		除		
248		削		除		

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表に次のように加える。

286	主要地方道金沢 美川小松線	小松市土居原町516番地先から 小松市日の出町二丁目101番地先ま で	約470 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
-----	------------------	---	--------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表73の項及び97の項を次のように改める。

73	県道羽咋田鶴浜 線	羽咋郡志賀町館ノ13番地1先から 羽咋郡志賀町上棚口2番地先まで	約1,500 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
97	主要地方道志賀 田鶴浜線	羽咋郡志賀町福野イ2番地先から 羽咋郡志賀町福野耕127番地3先ま で	約640 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

183	主要地方道志賀 田鶴浜線	羽咋郡志賀町福野耕127番地3先か ら 羽咋郡志賀町矢駄エ9番地先まで	約2,270 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
-----	-----------------	---	----------------	----------------	----	--------------------------------

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表81の項及び100の項を次のように改める。

81	国道249号	輪島市門前町千代口の40番地先から 輪島市門前町腰細1の35番地先まで	約4,530 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
100	国道249号	輪島市門前町大泊1の4番地先から 輪島市門前町腰細1の35番地先まで	約600 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）

別表第15（路側帯）大聖寺警察署管内の表1の項及び2の項を次のように改める。

1		削	除
2		削	除